

平成27年6月

高知県議会定例会議案

(補正予算)

平成27年 6 月高知県議会定例会議案目録(補正予算)

○ 予 算

第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算	1
-------------------------------	---

平成27年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ458,748,603千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 7 年 6 月 2 6 日 提 出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8	使用料及び 手数料料	4,946,872	851	4,947,723
	1 使用料	3,671,077	851	3,671,928
	2 手数料料	1,275,795		1,275,795
9	国庫支出金	65,541,604	182,085	65,723,689
	1 国庫負担金	22,220,177		22,220,177
	2 国庫補助金	42,088,071	179,505	42,267,576
	3 委託金	1,233,356	2,580	1,235,936
12	繰入金	20,300,329	94,488	20,394,817
	1 特別会計 繰入金	491,723		491,723
	2 基金繰入金	19,808,606	94,488	19,903,094
15	県債	72,456,000	19,000	72,475,000
	1 県債	72,456,000	19,000	72,475,000
歳入合計		458,452,179	296,424	458,748,603

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	危機管理費	5,780,702	8,299	5,789,001	歳 出 合 計		458,452,179	296,424	458,748,603
	1 危機管理費	5,780,702	8,299	5,789,001					
4	健康福祉費	69,070,137	7,660	69,077,797					
	3 地域福祉費	34,161,306	7,660	34,168,966					
5	文化生活費	6,697,772	4,951	6,702,723					
	1 文化生活費	6,697,772	4,951	6,702,723					
6	産業振興 推進費	3,751,454	66,831	3,818,285					
	2 中山間対策 運輸費	1,545,647	66,831	1,612,478					
7	商工労働費	7,295,167	28,469	7,323,636					
	1 商 工 費	5,730,729	28,469	5,759,198					
10	林業振興 環境費	13,842,049	149,630	13,991,679					
	1 林業振興費	12,397,367	109,707	12,507,074					
	2 環 境 費	1,444,682	39,923	1,484,605					
12	土 木 費	73,318,772	28,004	73,346,776					
	8 海 岸 費	5,985,484	28,004	6,013,488					
13	教 育 費	108,094,409	2,580	108,096,989					
	7 私学等 振興費	4,744,990	2,580	4,747,570					

第2表 債務負担行為補正 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
林業学校整備事業費	平成27年7月13日から 平成29年3月31日まで		51,334
和食ダム建設事業費	平成27年7月13日から 平成29年3月31日まで		350,453

第3表 地方債補正

追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林業学校整備事業費	19,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成28年度から平成57年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

